

挑め、ともに！

小国高校魅力化通信 54

全校ファシリテーション研修

5月19日、小国高校体育館で、全校ファシリテーション研修が行われました。

研修では、東北芸術工科大学の西直人先生ら講師陣をお招きし、全校生徒と教職員でコミュニケーションの基本や、ファシリテーションの意義、手法について学びました。

コミュニケーションのキーワードは「YES, AND」。“YES”で相手の意見を受け止めて、“AND”でアイデアを広げていく考え方です。生徒たちはコミュニケーションにおける「聞き方」の重要性を実感した様子でした。

生徒の声

「ファシリテーション研修を通して『反応』の大切さに気付きました。反応がないと自分が聞きたいことも聞けず、相手に伝わっているかわかりません。今後、グループワークやワークショップなどの機会に、この研修で学んだことを思い出して話し合いに生かしたいと思います。」



「初めてファシリテーションに触れ、わからないことも多くありましたが、学びの多い時間でした。「YES, AND」を心がけることで自分の考えが言いやすくなり、円滑に「コミュニケーション」を取ることができました。小国高校では『もりたん』や『サミット』など実践の機会も多いので、この研修を生かしたいです。」

協力隊通信

series 116

「あらためて『地域おこし協力隊』とは」

地域おこし協力隊 中村 史龍しりゅう

地域おこし協力隊とは、総務省によれば「地域活力活動」を行いながら、その地域への定住や関係人口創出を図るための制度です。令和7年度には全国1000を超える自治体で約8000人が活動し、定住率は7割ほどとなっています。地域おこし協力隊は、それぞれ「この地域の、この仕事」というものを選んで応募しています。

数年前までは10人近くいた小国の協力隊も今年度は私を含め2人となり、とても寂しく思います。私の残りの任期も少なくなりましたが、町の活性化の一助になれるよう活動し、新しい協力隊募集のお手伝いもしていけたらと思います。



令和8年 第4回 小国町議会臨時会

令和8年第4回臨時会が4月27日に開催されました。令和8年度一般会計補正予算や条例改正などが審議され、全て原案のとおり可決されました。主な内容は次のとおりです。

一般会計に1442万4千円を追加
総務費、民生費、商工費において、各事業に要する費用等を追加し、補正後の予算総額は、66億1442万4千円となりました。

大学や企業との協働による

地域価値創造事業

大学や企業など多様な主体との協働により、本町の地域資源を活用したビジネス創出や企業研修の受け入れ、都市部の社会人や家族を対象としたワーケーションの体制構築に取り組むこととし、「大学や企業と協働した地域価値創造プロジェクト事業」として、国の「地域未来交

付金」の交付決定を受けたことから、その実施に要する費用を追加しました。

デイサービス利用者の支援

本町でデイサービス事業を行っていた事業者の事業廃止を受け、これまで当該事業所のデイサービス事業を利用していたかたについて、飯豊町の事業所での利用が可能となったことから、本町からの利用者の送迎に要する経費を追加しました。

アスモの土地建物取得に伴う

不動産鑑定評価の実施

現在、破産手続中の協同組合小国ショッピングセンターが所有していたアスモの土地・建物の不動産、及び小国いきいき街づくり公社が所有する土地を町が取得し、「日常の食品や生活雑貨などの暮らしを支える機能」、「屋内の遊びの広場など地域の人が集える機能」、そし

て「特産品や農産物販売所など、地域の生きがいを応援する機能」を兼ね備えた、新しいアスモの姿を構築、また再利用を図っていくこととし、取得にあたっての適正な価格を算出するため、不動産鑑定評価に要する所要額を追加しました。

小国税条例の一部を

改正しました

国の地方税法等の一部が改正されたことに伴い、本町の税条例について所要の改正を行いました。

公的年金受給者における扶養

親族等申告書の提出義務の見直しがなされたことから、個人住民税の手続きの見直しを行いました。

固定資産税について、物価変

動などの現状を踏まえ、同一市町村内に所有する資産の課税標準額の合計が、一定額未達となる場合に免除される免税点につ

いて、家屋は20万円から30万円に、償却資産は150万円から180万円にそれぞれ引き上げを行いました。

また、国の法改正に合わせて、いわゆる仮想通貨などの「特定暗号資産取引」の課税について、これまでの総合課税から申告分離課税に見直しました。

小国町国民健康保険条例の

一部を改正しました

国の地方税法施行令の改正に伴い、中間所得層の負担軽減等の観点から、国民健康保険税の課税額の上限を、基礎課税額については66万円から67万円に引き上げるとともに、本年4月より新設された「子ども・子育て支援納付金」の課税額の上限額を3万円に設定しました。

また、国民健康保険税における軽減基準について、軽減対象者の拡大を行うこととしました。